

日本人戦犯裁判とフランス

難波ちづる（慶應義塾大学経済学部）

本報告は、アジア・太平洋戦争下で日本人によってなされた戦争犯罪に対してフランスが、BC 級裁判の一つであるサイゴン裁判と、A 級戦犯を裁いた東京裁判を通してどのように向き合ったのか、その過程、意図、裁きの様相を明らかにして、この歴史的事実がもつ意味を考察するものである。他の BC 級戦犯裁判においても、日本人の戦争犯罪を裁くことが、自国の威信と信頼を取り戻す装置として位置づけられていたことは指摘されている。フランスが裁いたサイゴン裁判においては、その意味はさらに大きなものであった。1940 年から 1945 年にかけてインドシナで「日仏共存」を行っていたフランスにとって、戦後、そうした事実を否定するために、日本人によるフランス人への残虐行為を暴き、告発する必要があった。しかし実際には、こうした行為は「日仏共存」が終わりを告げた仏印処理以降にしか見つけることができず、日仏共存や対日協力を否定することにはならなかったといえる。

日本によっていったん失うことになった宗主権を取り戻し、復帰を果たしたことを、インドシナの人々に、そして国際社会にアピールするためにも、フランスが自らの手で裁判を行い、日本人を裁くことの重要性をフランスは強く認識していた。

しかし、ベトナムの独立を阻むインドシナ戦争が進行するなかでサイゴン裁判は行われるために、現地住民に対する犯罪を裁くことはできず、現地住民の証人を十分に得ることもできず、現地住民不在の裁判であった。そうした意味において「戦争犯罪の追求」という本来の戦犯裁判がもつ目的は完全に遂行することはかなわなかったといえよう。

明確な戦勝国とはいえないながらも連合国の一員として微妙な立場で戦後をむかえたフランスにとって、東京裁判に参加することは、他の連合国諸国との密接な関係を築くと同時に、自国の存在と発言力を国際的に示す意味をもっていた。しかし、日本との協定に基づいたインドシナへの進駐を「侵略」と主張するには様々な障壁があった。フランスは法廷において、対日協力を否定し、日本の残虐行為を糾弾し、インドシナにおけるレジスタンスを強調し、フランスは日本の協力者ではなく、むしろ日本の最初の犠牲者であると主張し、最終的にそれが認められることとなった。また東京裁判では、日本の戦争犯罪のみが裁きの対象とされ、植民地主義というもうひとつの暴力は糾明されることにはなかったが、そこには、裁く側の植民地支配をめぐる戦略もまた錯綜していたといえる。